

国土交通省

番号	制度名
国土交通省	
国交01	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
国交02	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3国交01）

【基本情報】

制度名 (措置名)		物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長 (倉庫用建物等の割増償却)					
措置内容	令和元年度時点	特定総合効率化計画の認定を受けた法人が、物資流通拠点区域において、特定流通業務施設である倉庫用建物等の取得等をした場合には、5年間、普通償却限度額の10%の割増償却ができる。					
	令和2年度税制改正以後	従前どおり					
	令和3年度税制改正以後	従前どおり					
政策目的		物流分野において深刻化する労働力不足、E C 市場の更なる成長やカーボンニュートラルの必要性等、物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流の効率化・デジタル化を推進することにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図ること。					
評価対象税目		義務対象			努力義務対象		
		法人税	法人住民税	法人事業税			
関係条項		租税特別措置法第48条、第68条の36					
要望内容		特定流通業務施設の設備要件に物流 D X 関連機器を追加し、適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長する。					
創設年度	S49	過去の政策評価の実績	H22国交44、H24国交04、H26国交03、H27国交01、H29国交01、R1国交01			区分	延長

（評価実施府省：国土交通省）

【適用状況】

	適用件数 (法人税・件)	適用総額 (法人税・千円)	適用額の 上位10社割合 (法人税・%)	地方税への影響額 (地方法人二税・地方 法人特別税・千円)
H23	19	187,176	91.6%	23,617
H24	24	907,428	96.7%	118,993
H25	19	96,328	87.3%	11,831
H26	20	107,650	90.4%	12,918
H27	20	130,883	84.8%	14,672
H28	18	137,567	91.9%	16,228
H29	21	171,828	90.7%	13,784
H30	14	152,622	96.1%	12,254
R1	13	159,811	94.8%	12,865

※「適用件数」、「適用総額」及び「適用額の上位10社割合」は、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（財務省）に基づき記載
 ※「地方税への影響額」は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（総務省）に基づき記載

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—

【点検結果】	なし。
--------	-----

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 所期の達成目標（毎年新設・増設される営業倉庫のうち、荷役の順番待ちのためのトラックの無駄な待機が発生しない営業倉庫（特定流通業務施設）の割合を2割とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）に対する過去の効果（令和3年度）について、「令和3年度は、物流総合効率化法の認定申請状況に基づき推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① ご指摘の点につき、令和3年度の適用件数の推計は、物流総合効率化法の認定申請状況及び業界団体実施のアンケート調査に基づくものとなりますので、政策評価書及び別添積算根拠の記載を修正致しました。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 達成目標（毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流DX関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約70%（42棟）とする。このうち、本措置の適用件数を各年度25件とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に有効な手段であるのか明らかにされていない。
【国土交通省の補足説明】	① 本特例によるインセンティブ効果により、物流DX関連機器が導入された特定流通業務施設が整備される。物流DX関連機器は、貨物の運搬や重量物の積み替え等の従来人の手に頼っていた庫内作業を代替又は補助することにより、倉庫業におけるオペレーション改善や働き方改革を実現し、生産性向上が図られる。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明が不十分であると思われる点が解消されたが、「本特例によるインセンティブ効果により、物流DX関連機器が導入された特定流通業務施設が整備される。物流DX関連機器は、貨物の運搬や重量物の積み替え等の従来人の手に頼っていた庫内作業を代替又は補助することにより、倉庫業におけるオペレーション改善や働き方改革を実現し、生産性向上が図られる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

(8) 他の政策手段

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【国土交通省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

点検項目(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 法人税: 義(国税 1)、法人住民税: 義、法人事業税: 義(地方税 14)
	②: 上記以外の税目	所得税: 外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 平成 28 年 10 月に改正された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく物流効率化のための計画(以下「総合効率化計画」という。)の認定を受けた者が、同計画に基づき取得する事業用資産(以下「特定流通業務施設」という。)について、5年間、各事業年度の償却限度額を、普通償却限度額と当該普通償却限度額の 100 分の 10 に相当する金額の合計額とする特例措置(10%の割増償却)を講ずる。
		《要望の内容》 上記特例措置について、新たな総合物流施策大綱を踏まえ、特定流通業務施設の設備要件に物流DX関連機器を追加し、適用期限を令和6年3月31日までとする。
		《関係条項》 租税特別措置法 第 15 条、第 48 条、第 68 条の 36 租税特別措置法施行令 第 8 条、第 29 条の 6、第 39 条の 65 租税特別措置法施行規則 第 6 条の 2、第 20 条の 22、第 22 条の 43 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 第 2 条、第 4 条、第 7 条
5	担当部局	国土交通省総合政策局参事官(物流産業)室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和3年8月 分析対象期間: 平成 28 年度～令和5年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 49 年度 創設 平成 8 年度 延長(償却率 20/100)地区要件の追加 平成 10 年度 延長(償却率 18/100)ランプウェイ構造追加 平成 12 年度 延長(償却率 16/100) 平成 14 年度 延長(償却率 12/100)規模要件の引き上げ 平成 16 年度 延長(償却率 10/100)輸入対応型倉庫用建物等の廃止 平成 17 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 18 年度 延長(償却率 10/100) 平成 19 年度 延長(償却率 10/100) 平成 21 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 23 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し 平成 25 年度 延長(償却率 10/100)災害要件の追加 平成 27 年度 延長(償却率 10/100)規模要件の引き上げ 平成 28 年度 延長(償却率 10/100)要件の見直し

8	適用又は延長期間	平成 30 年度 延長(償却率 10/100) 令和 2 年度 延長(償却率 10/100) 2年間(令和4年度及び令和5年度)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 物流分野において深刻化する労働力不足、EC市場の更なる成長やカーボンニュートラルの必要性等、物流をめぐる社会情勢の変化に対応するため、物流の効率化・デジタル化を推進することにより、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図り、もって我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持を図る。
		②: 政策目的の根拠 ○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号) 第 1 条 この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的な事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ることの重要性が増大するとともに、流通業務に必要な労働力の確保に支障が生じつつあることに鑑み、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が行う場合における資金の調達円滑化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 ○経済財政運営と改革の基本方針 2021(抄)(令和3年6月18日閣議決定) 第 2 章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ～4つの原動力と基盤づくり～ 2. 官民挙げたデジタル化の加速 デジタル時代の官民インフラを今後5年で一気に作り上げる。デジタル庁を核としたデジタル・ガバメントの確立、民間のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促す基盤整備を加速し、全ての国民にデジタル化の恩恵が行き渡る社会を構築する。 (2)民間部門におけるDXの加速 (中略)物流DXや標準化等を通じて、サプライチェーン全体の徹底した最適化を図る。 ○成長戦略実行計画(抄)(令和3年6月18日閣議決定) 第 3 章 グリーン分野の成長 1. 2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 (1)2030 年排出削減目標を踏まえたグリーン成長戦略の枠組み 脱炭素化を目指し、グローバルにサプライチェーンの取引先を選別する動きも加速しており、温暖化への対応が成長の成否を決する時代に突入している。再生可能エネルギーを最大限導入する必要がある。2050 年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、グリーン成長戦略の具体化を下記のとおり進める。その際、需要側である国民一人一人にどのようなメリットがあるのか分かりやすく発信する。また、2030 年の排出削減目標を視野に入れて、更なる必要な投資を促す方策を検討する。なお、継続的に戦略の進捗状況のフォローアップと内容や分野の見直しを行う。

		<p>(3)分野別の課題と対応</p> <p>⑩物流・人流・土木インフラ産業</p> <p>水素の輸入等のためのカーボンニュートラルポートの形成、スマート交通の導入、自転車移動の導入促進、グリーン物流の推進、交通ネットワーク・拠点・輸送の効率化・低炭素化の推進、インフラ・都市空間等でのゼロエミッション化、建設施工におけるカーボンニュートラルの実現に総合的に取り組むことで、物流・人流・土木インフラ産業での 2050 年のカーボンニュートラル実現を目指す。</p> <p>○ 総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)(抄) (令和3年6月15日閣議決定)</p> <p>1: 物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化(簡素で滑らかな物流の実現)</p> <p>(2) 労働力不足や非接触・非対面型の物流に資する自動化・機械化の取組の推進</p> <p>② 倉庫等の物流における自動化・機械化の導入に向けた取組</p> <p>倉庫や配送センターなど物流施設においては、ピッキングやパレタイズを自動で行うロボットや無人フォークリフト、無人搬送 (AGV) の活用など、様々な機器やシステムの導入が進んでいる。これらの導入には相応の投資が必要となることから、そのインセンティブとして、国は「自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業」など導入支援策を講じているところであるが、改正物流総合効率化法のスキームの活用も念頭にこうした支援をさらに強化する。(略)</p> <p>物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p> <p>2: 時間外労働の上限規制の適用を見据えた労働力不足対策の加速と物流構造改革の推進(担い手にやさしい物流の実現)</p> <p>物流事業者の効率化に向けた取組も必須である。(略)自動化やデジタル化等の取組を通じて、車両の集中や庫内作業の遅れ等により発生する荷待ち時間を削減し、サプライチェーン上の無駄をなくしていくことも必要である。</p> <p>(1)トラックドライバーの時間外労働の上限規制を遵守するために必要な労働環境の整備</p> <p>④ 労働環境改善に資する物流施設の生産性向上</p> <p>トラックドライバーの労働力不足対策等の観点から、輸送網の集約化やトラック予約システムをはじめとしたデジタル機器等の導入による荷待ち時間の削減が図られている生産性の高い物流施設について、改正物流総合効率化法のスキーム等を活用しながらさらに整備を促進する。この際、同法の活用状況や物流を取り巻く環境の変化等を踏まえつつ、倉庫等の物流施設自体の高度化を図るなどさらなる生産性向上が図られるよう取組を推進する。(略)</p> <p>新設倉庫における荷待ち発生率 【2020 年度 約 25% → 2025 年度 0%】 物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標 19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の促進、みなどの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p>

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>物流の中核的な役割を担う倉庫において、業務の自動化・機械化、デジタル化を図り、従来のオペレーションの改善や働き方改革を実現することで、倉庫業の生産性向上を図る。</p> <p><測定指標></p> <p>倉庫事業者の労働生産性の向上を図るため、毎年新設・増設される本措置の対象となりうる営業倉庫のうち、物流 DX 関連機器の導入により、その効果を定量的に把握してオペレーション改善や働き方改革を実現した営業倉庫を約 70%(42 棟)とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>(参考)</p> <p><総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)における目標></p> <ul style="list-style-type: none"> 物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、物流 DX を実現している物流事業者*の割合 *物流業務の自動化・機械化やデジタル化により、従来のオペレーションの改善や働き方改革などの効果を定量的に得ている事業者をいう。 <p>【70%(2025 年度)】</p> <p>物流総合効率化法による認定件数(輸送網の集約) 【2020 年度 141 件 → 2025 年度 330 件】</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>毎年新設・増設される営業倉庫(約 160 棟)のうち、本措置の対象となり得る一定規模以上の営業倉庫は約 60 棟。この約 60 棟の 70%(42 棟)を、予算措置等も活用しながら、物流 DX 関連機器の導入によりオペレーション改善や働き方改革の効果を定量的に得ている営業倉庫とする。このうち、本措置の適用件数を各年度 25 件とする。</p> <p>なお、本措置を図ることにより、引き続き、トラックの荷待ち時間の削減にもつなげていくこととする。</p> <p>これにより、物流の中核的役割を担う倉庫の生産性向上が図られ、サプライチェーン全体の最適化に寄与することができる。</p>																									
10 有効性等	①: 適用数	<p>《適用件数の推移(単年度)》 (単位: 件)</p> <table border="1" data-bbox="1525 979 2067 1082"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度 区分</th> <th>平成</th> <th colspan="3">令和</th> <th colspan="3"></th> </tr> <tr> <th>28</th> <th>29</th> <th>30</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>7</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>18</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>25</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 本表は当該年度が適用初年度となる適用件数を示したものの。 2 平成 28～令和 2 年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用件数を計上令和 3 年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和 4 年度以降は令和 3 年度と同数を計上)。 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用件数を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用件数を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和 3 年 1 月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の実績は、それぞれ 21 件、14 件、13 件となっている。)</p>	年度 区分	平成	令和						28	29	30	1	2	3	4	5	適用件数	7	18	14	18	12	25	25	25
年度 区分	平成	令和																									
	28	29	30	1	2	3	4	5																			
適用件数	7	18	14	18	12	25	25	25																			

		4 算定根拠については、別紙参照。								
		<<僅少ではないか>> 令和元年度及び2年度の目標値が計 50 件であったのに対して実績は 30 件であり、適用数が想定外に僅少であるとは言えない。								
②: 適用額		《適用額の推移(単年度)》 (単位:百万円)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		適用額	103	133	113	129	104	163	163	163
		(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる適用額を示したものの。 2 平成 28～令和2年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件の適用額を推計。令和3年度は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和4年度以降は、令和3年度の適用額と同数を計上。) 3 本表では、当該年度が適用初年度となる適用額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる適用額を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の実績は、それぞれ 172 百万円、153 百万円、160 百万円 となっている。)) 4 算定根拠については、別紙参照。								
		<<偏りがないか>> 租税透明化法に基づき把握される上位 10 社の適用額の合計は 90%を超えているが、これは本措置の適用を受ける倉庫ごとに、整備額の開きがあることに由来するものである。本措置は、より多くの法人に活用してもらうことで、より多くの特定流通業務施設を整備することを目的とするものであるため、物流の効率化に資すると認められる一定規模以上の倉庫であれば、1件当たりの整備額の大小を問うものではない。 上述のことから、適用の偏りは、当該措置の適用件数と当該措置を利用した法人数の比で分析すべきであるが、この点、改正物流総合効率化法施行後から令和2年度までの当該措置の適用件数は 65 件、当該措置を利用した事業者は 55 者となり、当該措置の適用が特定の者に偏っているとは言えない。								
③: 減収額		《減収額の推移(単年度)》 (単位:百万円)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		法人税	24	31	26	30	24	38	38	38
		法人住民税	3	4	3	2	2	3	3	3
		法人事業税	7	9	8	9	7	11	11	11

		地方法人特別税	3	4	3	4	-	-	-	-
		特別法人事業税	-	-	-	-	3	4	4	4
		(注)1 本表は当該年度が適用初年度となる減収額を示したものの。 2 平成 28～令和2年度は、物流総合効率化法の認定実績のうち、本措置の適用を希望する案件、令和3年度以降は、同法の認定申請状況に基づき推計(令和4年度以降は、令和3年度の適用額と同額に、各税率を乗じて算出。) 3 本表では、当該年度が適用初年度となる減収額を整理するため、物流総合効率化法の認定実績に基づく数値を記載した。(「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の数値は、年度毎の内訳が不明であるため、当該年度が適用初年度となる法人税等の減収額を推計することができない。例えば、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(令和3年1月国会提出)」によると、平成 29 年度から令和元年度の適用額は、172 百万円、152 百万円、160 百万円となっている。)) 4 算出根拠については、別紙参照。								
④: 効果		《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 (単位:棟、件、%)								
		年度 区分	平成 28	29	30	令和 1	2	3	4	5
		新設・増設倉庫棟数(総数)	149	148	157	193	173	160	160	160
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)	53	50	60	103	72	60	60	60
		認定件数(旧法)	12	-	-	-	-	-	-	-
		認定件数(新法)	7	32	27	43	32	37	37	37
		認定件数(合計)	19	32	27	43	32	37	37	37
		税制特別措置の適用対象件数(旧法)	4	-	-	-	-	-	-	-
		税制特別措置の適用対象件数(新法)	3	18	14	18	12	25	25	25
		税制特別措置の適用対象件数(合計)	7	18	14	18	12	25	25	25
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する認定件数の割合	13%	22%	17%	22%	18%	23%	23%	23%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する認定件数の割合	36%	64%	45%	42%	44%	61%	61%	61%
		新設・増設倉庫棟数(総数)に対する税制特別措置の適用対象件数の割合	5%	12%	9%	9%	7%	16%	16%	16%
		新設・増設倉庫棟数(認定規模要件以上)に対する税制特別措置の適用対象件数	13%	36%	23%	17%	16%	42%	42%	42%

割合									
<p>(注) 平成 28～令和 2 年度は、実績値(国土交通省調べ)。令和 3 年度は、物流総合効率化法の認定申請状況及び業界団体実施のアンケート調査に基づき推計(令和 4 年度以降は、令和 3 年度と同数を計上。)</p> <p>※ 前回の政策評価時より、政策目標及び達成目標等を前記 9—①～③の通り変更しているところではあるが、当該欄には所期の目標の達成状況について記載する。所期の達成目標は以下の通り</p>									
<p>【所期の政策目標】 我が国の産業や国民生活に必要な物流機能の安定的かつ持続的な確保のため、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化等を促進することにより、物流分野における労働力不足等に対応した省労働力型の物流体系を構築する。</p>									
<p>【所期の達成目標】 ① 荷待ち時間や荷役時間の短縮による稼働率向上等により、物流事業者の労働生産性を向上させる <測定指標> 毎年新設・増設される営業倉庫のうち、特定流通業務施設の割合を 2 割とする ② 本措置の適用件数を各年度 25 件とする</p>									
<p>(1) 所期の政策目的の達成状況 平成 28 年に改正した物流総合効率化法により、トラックドライバーの荷待ち時間の削減を図るトラック予約受付システムを要件に追加したことに加え、多様な関係者による幅広い取組みも、認定の対象として広げることにより、機能が強化された物流施設を核とした物流の円滑化が進展してきたところ。さらに、平成 30 年に策定された「自動車運送事業の働き方改革の実現に向けた政府行動計画」を中心に、「宅配ボックスの普及促進」等の取組みとともに、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」において、荷待ち時間解消の手段として「トラック予約受付システム」の導入が推奨されている。これら施策と合わせて本特例措置の適用対象である「トラック予約受付システムの導入促進」の取組みを推進することにより、荷待ち時間が一定程度削減され、労働生産性が着実に改善されるなど、一定の成果が表れてきたところ。こうした取組みをさらに推進することにより、政策目的である「省労働力型の物流体系の構築」が実現される。</p>									
<p>(2) 所期の達成目標の実現状況 (新設される営業倉庫の 2 割について) 令和元年度は目標 39 件に対して実績 43 件、令和 2 年度は目標 35 件に対し実績 32 件である。令和 2 年度は目標に届いていないものの、2 年間の累計で考えると、目標 74 件に対し、実績 75 件であり、着実に積みあがっているところ。</p>									
<p>(租税特別措置の適用件数 25 件/年度について)</p>									

<p>目標 25 件に対して、令和元年度は実績 18 件、令和 2 年度は 12 件である。目標に対して実績が下回った理由としては、当該措置の必須要件である「トラック予約受付システム」の普及が想定よりも進んでいないことが挙げられるが、その理由として主に以下が考えられる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 倉庫作業員の人手不足が深刻化するなかで、トラックが搬入した荷物の受け入れや、搬出貨物の準備といった庫内作業が追いつかず、予約時間通りに荷卸し等の作業が開始されることに懐疑的であること。 ・ 地方部においては、不特定多数のトラック事業者が構内に入内することが少ない傾向にあり、かつ、用地確保も比較的容易であることから、「トラック営業所等設置」が選択される傾向が高いこと。
<p>他方で、人手不足の進行のみならず、EC 貨物の増大等により多様化・複雑化する物流フローにおいては、トラック予約受付システムの必要性は高まっているが、同システムのみでは、サプライチェーンの徹底した最適化を実現することは困難である。このことから本措置においては、引き続き同システムの導入を促進すると共に、庫内作業の効率化に資する物流 DX 関連機器を備えた営業倉庫(特定流通業務施設)の整備に取り組んでいく必要がある。</p>
<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本措置により、高速自動車国道のインターチェンジ周辺等への立地、一定の規模や省力化設備といった改正物流総合効率化法の要件を満たした特定流通業務施設を平成 28 年 10 月から令和 3 年 7 月末現在までに 72 棟整備することができた。 一般的に、倉庫事業者は、固定比率が高く、借入金の返済余力が低い傾向にあり、財務状況及び投資余力が厳しい傾向にあるが、本措置を利用することで手元資金の増加に伴う財務状況の改善が図られる。本措置を利用した複数の事業者に対してヒアリングを行ったところ、上述のことから、①金融機関との融資交渉が進めやすくなる、②手元資金の余力は、トラック予約受付システム等の設備投資インセンティブになる、といった旨の回答を複数得ており、達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果が認められる。</p>
<p>《所期の達成目標及び測定指標の変更理由について》 所期の達成目標及び測定指標は、「総合物流施策大綱(2017 年度～2020 年度)」における「物流事業の労働生産性の向上」という政策目的に基づき設定されたものである。 一方で、令和 3 年 6 月 15 日に閣議決定された、新たな「総合物流施策大綱(2021 年度～2025 年度)」では、労働力不足や今般の感染症流行等により、物流を取り巻く環境は厳しさを増しているものの、このような状況は、物流の構造改革や生産性向上に向けた取組を加速度的に促進させる好機であることから、「物流 DX や物流標準化の推進によるサプライチェーン全体の徹底した最適化」及び「労働力不足対応と物流構造改革の推進」を実施することとしている。このことから 9-①の通り政策目的を変更したところであるが、当該政策目的の変更と連動し、達成目標及び測定指標を変更するものである。 なお、変更後の政策目的の実現は結果として物流事業者の労働生</p>

		産性の向上を伴うものであり、これまでの政策目的と相反するものではない。
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>改正物流総合効率化法の認定制度と一体的に取り組む本措置により、従来のオペレーション改善や働き方改革を実現する倉庫(特定流通業務施設)の整備の促進が図られる。</p> <p>また、今般新たに要件化する、物流 DX 関連機器による倉庫事業者の自動化・機械化、デジタル化は、庫内作業の生産性を向上させるだけではなく、荷主企業やトラック事業者が、「トラック予約受付システム」や「EDI」などの従前より本措置等にて導入を促進してきた機器を倉庫事業者と連携して利用する契機にもなり、サプライチェーンの全体の最適化に資することができる。</p> <p>本措置の減収額は、令和4年度・5年度ともに、各年度約 38 百万円を見込んでいる。また、各年度 25 件の適用を目標としており、1 件当たりの減収額は、年間約 1.5 百万円、5 年間合計で約 7.5 百万円となる。</p> <p>一方で、一般的な営業倉庫から物流 DX 関連機器等を備えた特定流通業務施設に転換する場合、1 件当たり 15 百万円～60 百万円程度の追加的なコスト負担が発生するが、本措置がインセンティブとなり、輸送フローにおける労働生産性の向上が図られた特定流通業務施設の整備が促進される。これにより、サプライチェーンの効率化が推進され、我が国経済の持続的な成長と安定的な国民生活の維持に寄与することができる。</p> <p>以上により、本措置は、減収額を上回る効果が見込まれ、政策目標の実現に寄与するものとして、税収減を是認する効果が認められる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本措置の適用は、物流総合効率化法の認定を受けた総合効率化計画に基づき、倉庫用建物等を新たに取得した事業者に限定しており、かつ、措置の内容は、課税の直接的な減免ではなく、課税の繰り延べであることから、省労働力型の物流体系を構築するためのインセンティブを与えるという政策目的に照らして、適切かつ必要最低限の措置であるといえる。</p> <p>また、本措置は、法令に規定された明確かつ形式的な要件に基づいて、要件を満たす事業者が等しく租税特別措置の適用を受けることが可能である。このため、</p> <p>①予算の範囲で対象者が限定的となる補助金等と異なり、適用の可否についての予見可能性が高いこと</p> <p>②特定流通業務施設の整備にあたっては、計画から土地の取得、施設整備まで一定期間を要するため、単年度の予算措置の場合、事業者が施設整備計画を立てることが容易ではないことから、補助金等と比較して手段としての妥当性が認められる。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>令和4年度予算概算要求において、以下の補助金の予算要求を検討中</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立型ゼロエネルギー倉庫モデル促進事業（1490 百万円の内数）

		<ul style="list-style-type: none"> 新技術を用いたサプライチェーン全体の輸送効率化推進事業（6200 百万円の内数） 物流生産性向上の推進（128 百万円の内数） <p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係上記施策は、いずれも物流 DX 関連機器導入等にあたり補助金が措置されるものであり、その主な政策目的は、CO2 排出量削減等及びサプライチェーン全体の徹底した最適化の促進となっている。</p>
	③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>倉庫は生活や産業活動に不可欠な物資の保管や輸配送等を行い、物流の中核的な役割を担うものでありながら、地域雇用の創出に貢献している。今般、物流 DX 関連機器の導入を図る特定流通業務施設は、保管・荷さばき及び流通加工等の流通業務を一体的に行うものであり、当該施設でオペレーション改善や働き方改革を実現させることは、地域経済の生産性向上に寄与するものである。上記のことから、地方公共団体がその政策目的の実現に協力することに相当性がある。</p>
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	令和元年8月(R1 国交 01)

適用実績等の算定根拠

項目：物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産に係る特例措置の延長

(積算根拠)

1. 平成 28 年度

(1) 件数

平成 28 年度における税制特例措置の適用対象件数は、7 件（普通倉庫 5 件、冷蔵倉庫 2 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	5	23,558.0	31	0.033	10%	77.7	18.2	2.3	5.2	2.3
冷蔵倉庫	2	5,187.0	21	0.048	10%	24.9	5.8	0.8	1.7	0.7
合計	7	28,745.0				102.6	24.0	3.1	6.9	3.0

2. 平成 29 年度

(1) 件数

平成 29 年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 12 件、冷蔵倉庫 6 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.4%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	22,151.0	31	0.033	10%	73.1	17.1	2.2	4.9	2.1
冷蔵倉庫	6	12,465.0	21	0.048	10%	59.8	14.0	1.8	4.0	1.7
合計	18	34,616.0				132.9	31.1	4.0	8.9	3.8

3. 平成 30 年度

(1) 件数

平成 30 年度における税制特例措置の適用対象件数は、14 件（普通倉庫 7 件、冷蔵倉庫 7 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率 (10%)
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率 (23.2%)
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率 (12.9%)
- ⑤ 法人事業税（所得割）= 割増償却額 × 税率 (6.7%)
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率 (43.2%)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
			(B)	(C)						
営業倉庫										
普通倉庫	7	12,101.0	31	0.033	10%	39.9	9.3	1.2	2.7	1.2
冷蔵倉庫	7	15,220.0	21	0.048	10%	73.1	16.9	2.2	4.9	2.1
合計	14	27,321.0				113.0	26.2	3.4	7.6	3.3

4. 令和元年度

(1) 件数

令和元年度における税制特例措置の適用対象件数は、18 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 9 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 地方特別税 = 法人事業税減収額 × 税率（43.2%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 特別税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数 (B)	定額法 (C)						
営業倉庫										
普通倉庫	12	23082.0	31	0.033	10%	76.2	17.7	1.2	5.3	2.3
冷蔵倉庫	6	11066.0	21	0.048	10%	53.1	12.3	0.9	3.7	1.6
合 計	18	34,148.0				129.3	30.0	2.1	9.1	3.9

5. 令和2年度

(1) 件数

令和2年度における税制特例措置の適用対象件数は、12 件（普通倉庫 9 件、冷蔵倉庫 3 件）である。適用額及び減収額は以下のとおり。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格：認定実績に基づき算出
- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）
- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）
- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）
- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）
- ⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率（37.0%）

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増 償却率 (C)	割増償却額 (適用額) (A) × (B) × (C) (D)	法人税 減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 減収額 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割) 減収額 (D) × 税率 (G)	地方法人 事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用 年数 (B)	定額法 (C)						
営業倉庫										
普通倉庫	9	20,379.0	31	0.033	10%	67.3	15.6	1.1	4.7	1.7
冷蔵倉庫	3	7,686.0	21	0.048	10%	36.9	8.6	0.6	2.6	1.0
合 計	12	28,065.0				104.1	24.2	1.7	7.3	2.7

6. 令和3年度

1) 件数

令和3年度における税制特例措置の適用件数は、25 件以上を見込んでいる。これを踏まえ、特定流通業務施設の整備を促進するため、令和3年度は、25 件（普通倉庫 19 件、冷蔵倉庫 6 件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

- ① 取得価格 = 平均取得価格^{※1} × 件数（見込み）^{※2}

※ 業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和3年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約 2,000 者を対象としたアンケート調査による。

$$\left[\begin{array}{l} \cdot \text{普通倉庫} : 1,664 \text{ 百万円} \times 19 \text{ 件} = 31,616 \text{ 百万円} \\ \cdot \text{冷蔵倉庫} : 2,020 \text{ 百万円} \times 6 \text{ 件} = 12,120 \text{ 百万円} \end{array} \right]$$

- ② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

- ③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

- ④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

- ⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率(37.0%)

(単年度) (百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × C (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫							23.20%	7.00%	7.00%	37.00%
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

2-25

⑥ 特別法人事業税 = 法人事業税減収額 × 税率(37.0%)

(単年度) (百万円)

	件数	取得価格 (A)	償却率		割増償却率 (C)	割増償却額 (A) × (B) × C (D)	法人税減収額 (D) × 税率 (E)	法人住民税 (E) × 税率 (F)	法人事業税 (所得割)減収額 (D) × 税率 (G)	特別法人事業税 減収額 (G) × 税率 (H)
			耐用年数	定額法						
営業倉庫							23.20%	7.00%	7.00%	37.00%
普通倉庫	19	31,616.0	31	0.033	10%	104.3	24.2	1.7	7.3	2.7
冷蔵倉庫	6	12,120.0	21	0.048	10%	58.2	13.5	0.9	4.1	1.5
合計	25	43,736.0				162.5	37.7	2.6	11.4	4.2

7. 令和4年度、5年度

(1) 件数

令和4年度及び5年度における税制特例措置の適用件数は、25件以上を見込んでいる。これを踏まえ、省力化に対応した特定流通業務施設の整備を促進するため、令和4年度以降は、毎年度25件（普通倉庫19件、冷蔵倉庫6件）の特定流通業務施設の整備を図ることを目標とする。

(2) 適用額（割増償却額）、減収額

① 取得価格 = 平均取得価格※ × 件数（見込み）※2

※ 業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

※2 令和3年度における物流総合効率化法の認定申請状況（同年度8月末時点）及び業界団体による約2,000者を対象としたアンケート調査による。

- ・ 普通倉庫：1,664百万円 × 19件 = 31,616百万円
- ・ 冷蔵倉庫：2,020百万円 × 6件 = 12,120百万円

② 割増償却額 = 取得価格 × 償却率 × 割増償却率（10%）

③ 減収額 = 割増償却額 × 税率（23.2%）

④ 法人住民税 = 法人税減収額 × 税率（7.0%）

⑤ 法人事業税（所得割） = 割増償却額 × 税率（7.0%）

＜令和4年度税制改正要望関係＞ 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート（R3国交02）

（評価実施府省：国土交通省）

【基本情報】

制度名 (措置名)		所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充 (-)					
措置内容	令和元年度時点	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地につき、土地の譲渡等の課税の特例、代替資産を取得した場合の課税の特例、収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等を措置する。					
	令和2年度税制改正以後	-					
	令和3年度税制改正以後	-					
政策目的		特定所有者不明土地に所有者不明建物が存する場合等について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続きの合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を進めること。					
評価対象税目	義務対象			努力義務対象			
	法人税	法人住民税	法人事業税				
関係条項		租税特別措置法第64条、第64条の2、第65条の2、第68条の70、第68条の71、第68条の73					
要望内容		所有者不明土地法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地の対象範囲の拡大を予定していることから、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例について措置する。					
創設年度	R1	過去の政策評価の実績		H30国交02	区分	拡充	

点検結果表

(行政機関名：国土交通省)

制度名	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充 <input type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））を達成すべき時期として、「令和2年度～令和6年度の平均」に修正した。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））を達成すべき時期として、「令和元年6月～令和6年5月の平均」を追加した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）について、「土地の取得費のみの法人については、収用換地等の場合の所得の特別控除が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、当該特例が適用されるものとして適用数を算出した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）について、「土地の取得費のみの法人については、当該特例が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものとして適用数を算出した」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数の算出にあたり、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに推計することができない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに把握することができない。</p> <p>② 過去の適用数（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況</p>

<p>調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数の算出にあたり、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度の①②譲渡所得の特例関係）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度から5年度までの③④代替資産の特例関係）について、「見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の適用数（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）を追加した。</p> <p>なお、将来の適用数（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）については、公共事業実施者が土地所有者等の各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、①及び②の制度ごとに予測することができない。</p> <p>② 将来の適用数（令和3年度から6年度までの③④代替資産の特例関係）については、国土交通省が公共事業実施者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の適用数と同じく、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業実施者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（件数）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。</p> <p>また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに予測することができない。</p> <p>なお、平成29年度から令和2年度までに公共事業実施者が発行した租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績を基に、③④代替資産の特例関係については、[1,806件（H29）+1,394件（H30）+2,427件（R1）+2,804件（R2）] /4=2,108件、⑤5,000万円特別控除関係については、[2,215件（H29）+2,131件（H30）+488件（R1）+1,977件（R2）] /4=1,703件と予測した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）について、「建物等の補償費がある法人が圧縮限度額まで損金経理を行うものとして、損金算入額の税率30%にあたる金額を減収額とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p>
--

<p>③ 過去の減収額（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）について、「土地の取得費のみの法人の損金算入額の税率30%にあたる金額を減収額とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）については、国土交通省が公共事業施行者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の減収額の算出にあたり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や法人税の申告内容によって異なる法人税、法人事業税及び法人住民税の税目ごとに推計することができない。</p> <p>② 過去の適用額及び減収額（平成29年度から令和2年度までの③④代替資産の特例関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。 また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに把握することができない。 なお、過去の適用額及び減収額の推計にあたっては、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に、土地所有者等が取得するものとして算出した代替資産の取得額から補償額を差し引いた金額を損金算入額として推計した。</p> <p>③ 過去の適用額及び減収額（平成29年度から令和2年度までの⑤5,000万円特別控除関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に、補償額が5,000万円以下の土地所有者については、補償額から譲渡直前の帳簿価格（補償額の5%相当額）を控除した金額を損金算入額とし、補償額が5,000万円を超える土地所有者については、5,000万円を損金算入額として推計した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）が税目ごとに予測されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和5年度の①②譲渡所得の特例関係）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度から5年度までの③④代替資産の特例関係）について、「平成29年度から令和2年度までの減収額の平均値とした」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が③及び④の二つの制度ごとに明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人事業税及び法人住民税）については、国土交通省が公共事業施行者に対して実施している租税特別措置法等の適用状況調査の結果に基づき推計しているものであるが、過去の減収額と同じく、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができず、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の</p>
--

<p>経理方法や法人税の申告内容によって異なる法人税、法人事業税及び法人住民税の税目ごとに推計することができない。</p> <p>② 将来の減収額（令和5年度及び6年度の①②譲渡所得の特例関係）を追加した。</p> <p>③ 将来の減収額（令和3年度から6年度までの③④代替資産の特例関係）については、公共事業施行者が発行する租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績（金額）を基に算出していることから、各法人の経理方法や特別勘定の有無により法人税の申告方法が異なる③及び④の制度ごとに予測することができない。 また、租特透明化法に基づき公表されている適用実態等に関する情報についても、③及び④の制度ごとに分けて公表されていないことから、③及び④の制度ごとに予測することができない。 なお、平成29年度から令和2年度までに公共事業施行者が発行した租税特別措置の適用に係る証明書類の発行実績を基に、③④代替資産の特例関係については、〔1,971百万円（H29）+1,788百万円（H30）+5,654百万円（R1）+4,585百万円（R2）〕/4≒3,500百万円、⑤5,000万円特別控除関係については、〔7,411百万円（H29）+7,046百万円（H30）+②,016百万円（R1）+5,542百万円（R2）〕/4≒5,504百万円と予測した。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果（令和2年度）が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果について、「2.78%（平成27年度～令和元年度の平均）」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））に対する過去の効果について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」と説明されているが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。 なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 達成目標（所有者不明土地の収用手続に要する期間（収用手続への移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）について、「本特例措置について、土地収用法に基づく収用手続による場合と同様に適用させることによって、所有者不明土地法に基づく収用手続に要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる」と説明されているが、その根拠となる具体的な達成状況が明らかにされていない。</p> <p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 令和2年度の用地あい路率については現在集計のため、集計が完了している直近5年度（平成27年度～令和元年度）の平均と各年度における用地あい路率を記載してい</p>

<p>る。</p> <p>② 用地あい路率は、用地交渉開始後3年以上経過した事業単位において、当該年度に用地取得が計画（予算配賦）されていた総契約件数【契約対抗件数】に対する当該年度内に契約の見込みがないものの件数【あい路件数】の割合であり、国土交通省が各地方整備局等に対して実施している用地あい路調査の結果に基づき算出した。</p> <p>なお、用地あい路率2.78%（平成27年度～令和元年度の平均）は、各年度における用地あい路率を基に〔2.77%（H27）+2.66%（H28）+3.17%（H29）+2.96%（H30）+2.39%（R1）〕/5=2.79と算出した。</p> <p>③ 各年度における用地あい路率のうち、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた本特例措置に係る税制が直接的な要因となるあい路率を追加した。</p> <p>④ 達成目標（用地あい路率2.54%（平成24～28年度の平均）→2.30%（平成29～33年度の平均））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）については、本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あい路率が2.39%（本特例措置に係るあい路率：0.01%）に低下していることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しているものである。</p> <p>⑤ 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））の達成状況（達成目標に対する進展の程度）については、令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業について所有者不明土地の収用手続きに要する期間を短縮するものとしているが、現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないことから、具体的な達成状況を把握することができないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないことから、具体的な達成状況を把握することができないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである」との説明では、本特例措置を引き続き実施する必要性が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（直近5年度の平均））に対する将来の効果について、「本特例措置が適用されることによって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与しており、今後も同様に寄与するものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p> <p>なお、前回評価時においても同様の課題を指摘していたにもかかわらず、改善されていない。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））に対する将来の効果について、「本特例措置について、土地収用法に基づく収用手続きによる場合と同様に適用させることによって、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>① 達成目標（用地あい路率2.30%以下（令和2年度～令和6年度の平均））に対する将来の効果については、本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あ</p>

<p>い路率が2.39%（本特例措置に係るあい路率：0.01%）に低下しており、今後も同様に用地あい路率の低下が見込まれることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与するものである。</p> <p>② 達成目標（所有者不明土地の収用手続きに要する期間（収用手続きへの移行から取得まで）約1/3短縮（約31か月→21か月以下））に対する将来の効果については、現時点では令和元年6月以降に収用手続きを開始した事業がなく、達成目標の対象となる実績がないが、本特例措置が適用されることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続きに要する期間の短縮の効果が実現されるものである。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(8) 他の政策手段

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p>
<p>【国土交通省の補足説明】</p> <p>—</p>
<p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例対象拡大に伴う特例措置の拡充
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税03) (法人住民税、法人事業税:義)(自動運動)(地方税06)
		②: 上記以外の税目 (所得税、個人住民税、個人事業税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(以下「所有者不明土地法」という。)に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地につき、土地の譲渡等の課税の特例、代替資産を取得した場合の課税の特例、収用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等を措置する。
		《要望の内容》 所有者不明土地法に定める土地収用法の特例により収用又は使用される土地の対象範囲の拡大を予定していることから、土地収用法に基づく収用等の場合と同様の税制上の特例につき、以下の内容を措置する。 ① 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の長期(5年超)譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税:重課(法人税5%)の適用除外 (重課自体は令和4年度末まで課税停止) ② 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の短期(5年以内)譲渡所得に係る課税について、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税:重課(法人税10%)の適用除外 (重課自体は令和4年度末まで課税停止) ③ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用され、代替資産を取得した場合の譲渡の扱いについて、下記の特例措置を講じる。 ・法人税、法人住民税、法人事業税: 代替資産について帳簿価額の減額等をしたときは、減額分等を損金に算入する。 ④ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合において、特別勘定を設けて一定期間内に代替資産を取得する見込みであるときに、譲渡益に相当する金額を損金に算入する。 ・法人税、法人住民税、法人事業税

		⑤ 所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により事業地が収用された場合に、所有者の譲渡所得から 5,000 万円を控除する。 ・法人税、法人住民税、法人事業税
		《関係条項》 ・租税特別措置法第 62 条の 3、第 63 条、第 64 条、第 64 条の 2、第 65 条の 2、第 68 条の 68、第 68 条の 69、第 68 条の 70、第 68 条の 71、第 68 条の 73
5	担当部局	不動産・建設経済局土地政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	令和元年度 創設 令和2年度 延長
8	適用又は延長期間	①:1年間、①以外:恒久措置
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 特定所有者不明土地に所有者不明建物が存する場合等について、所有者不明土地の収用又は使用に関する土地収用法の特例により、収用手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を進める。
		《政策目的の根拠》 人口減少・高齢化の進展に伴う土地利用ニーズの低下、土地の所有意識の希薄化等により、「所有者不明土地」が全国的に増加しており、公共事業の推進等の場面において、所有者の特定等のため多大なコストを要し、円滑な事業実施への大きな支障となっているほか、今後も相続機会の増加が予想されている中で、所有者不明土地の拡大が懸念されている。 このような背景のもと、令和元年6月に所有者不明土地法が全面施行され、国土交通大臣、都道府県知事が事業認定した事業について、所有者不明土地の収用等に係る手続を合理化・円滑化する土地収用法の特例が創設され、同年に税制特例措置も創設された。 「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定)において、『地域における迅速な社会資本整備を進めるため、所有者不明土地の円滑な利活用や管理を図るための仕組みの充実等を図る』と記載されたこと、所有者不明土地法の施行後3年経過の見直しに伴う法改正が予定されていること等を踏まえ、所有者不明土地法の収用特例の対象範囲の拡充等を行う必要がある。 所有者不明土地法の収用特例については、 ① 所有者不明土地法による裁定対象(所有者不明建物)の拡大 ② 緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用の規定の追加 により対象範囲を拡大するものとしている。 所有者不明土地法の収用特例に基づく収用についても、土地収用法に基づく収用と同様の税制措置を講じ、地域における迅速な社会資本整備を進める必要がある。

		②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>施策目標 30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> <p>業績指標 118 国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率:過去5年度の平均)</p>
		③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地あい路率 2.30%以下(令和2年度～令和6年度の平均) ・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収入手続への移行から取得まで) 約1/3短縮(約31か月 → 21か月以下) (令和元年6月～令和6年5月の平均) ※令和元年6月以降に収入手続を開始したもの <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 所有者不明建物が存する特定所有者不明土地における収入手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備に寄与することとなる。</p>
10	有効性等	①: 適用数	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用数の増加はない。 なお、既存の特例措置の適用数については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成29年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合:4件) 平成30年度 適用なし(" :1件) 令和元年度 適用なし(" :2件) 令和2年度 適用なし(" :1件) (以下、見込数) 令和3年度 適用なし 令和4年度 適用なし 令和5年度 2件 令和6年度 2件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和4年度までは本特例措置の適用がないが、令和5年度以降の見込数については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成29年度から令和2年度までに本特例措置の適用が見込まれた件数の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成29年度 1,806件 平成30年度 1,394件 令和元年度 2,427件 令和2年度 2,804件</p>

			<p>(以下、見込数) 令和3年度 2,108件 令和4年度 2,108件 令和5年度 2,108件 令和6年度 2,108件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、土地所有者等の選択により、当該特例又は収用換地等の場合の所得の特別控除が適用されるものであり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、本特例措置の適用数の集計にあたり、土地の取得費のみの法人については、収用換地等の場合の所得の特別控除が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、当該特例が適用されるものとして適用数を算出した。なお、見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000万円特別控除関係】 平成29年度 2,215件 平成30年度 2,131件 令和元年度 488件 令和2年度 1,977件 (以下、見込数) 令和3年度 1,703件 令和4年度 1,703件 令和5年度 1,703件 令和6年度 1,703件</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、土地所有者等の選択により、当該特例又は収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものであり、公共事業施行者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、本特例措置の適用数の集計にあたり、土地の取得費のみの法人については、当該特例が適用され、土地の取得費と建物等の補償費がある法人については、収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例が適用されるものとして適用数を算出した。なお、見込数については、平成29年度から令和2年度までの適用数の平均値とした。</p> <p>※租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律(以下「租税透明化法」という。)に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業施行者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
		②: 適用額	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による適用額の増加はない。</p>

	<p>なお、既存の特例措置の適用額については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成 29 年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合: 86 百万円) 平成 30 年度 適用なし(" :0.2 百万円) 令和元年度 適用なし(" :0.7 百万円) 令和 2 年度 適用なし(" :0.1 百万円) (以下、見込額) 令和 3 年度 適用なし 令和 4 年度 適用なし 令和 5 年度 22 百万円 令和 6 年度 22 百万円</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和 4 年度までは本特例措置の適用がないが、令和 5 年度以降の見込額については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成 29 年度から令和 2 年度までに本特例措置の適用が見込まれた金額の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成 29 年度 6,571 百万円 平成 30 年度 5,959 百万円 令和元年度 18,845 百万円 令和 2 年度 15,283 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 11,665 百万円 令和 4 年度 11,665 百万円 令和 5 年度 11,665 百万円 令和 6 年度 11,665 百万円</p> <p>(推計方法: 損金算入額) 損金算入額の算出にあたっては、公共事業実施者が土地所有者等の代替資産の取得の有無及び時期、譲渡資産の帳簿価額、各種補償金に係る法人の経理方法、法人税の申告内容等を把握することができないことから、土地所有者等が建物等の減価償却相当額を補填した上で代替資産を取得するものとし、代替資産の取得額から補償額を差し引いた金額を損金算入額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの適用額の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000 万円特別控除関係】 平成 29 年度 24,704 百万円 平成 30 年度 23,485 百万円 令和元年度 6,720 百万円 令和 2 年度 18,473 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 18,346 百万円 令和 4 年度 18,346 百万円 令和 5 年度 18,346 百万円</p>
--	--

	<p>令和 6 年度 18,346 百万円</p> <p>(推計方法: 損金算入額) 損金算入額の算出にあたって、補償額が 5,000 万円以下の土地所有者については、補償額から譲渡直前の帳簿価格(5%)を控除した金額を損金算入額とし、補償額が 5,000 万円を超える土地所有者については、5,000 万円を損金算入額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの適用額の平均値とした。</p> <p>※租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業実施者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
③: 減収額	<p>本特例措置は、既存の特例措置が適用されるケースのうち、所有者不明土地法に基づく土地収用法の特例により収用されるケースについて適用されるものであり、本特例措置による減収額の増加はない。</p> <p>なお、既存の特例措置の減収額については、以下のとおりである(いずれも国土交通省推計による)。</p> <p>【①② 長期・短期譲渡所得の特例関係】 平成 29 年度 適用なし(本特例措置の適用があった場合: 4 百万円) 平成 30 年度 適用なし(" :0 百万円) 令和元年度 適用なし(" :0 百万円) 令和 2 年度 適用なし(" :0 百万円) (以下、見込額) 令和 3 年度 適用なし 令和 4 年度 適用なし 令和 5 年度 1 百万円 令和 6 年度 1 百万円</p> <p>(推計方法) 本特例措置は、その対象となる法人税の重課自体が停止されていることから、令和 4 年度までは本特例措置の適用がないが、令和 5 年度以降の見込額については、仮に本特例措置の適用があった場合、平成 29 年度から令和 2 年度までに本特例措置による減収が見込まれた金額の平均値とした。</p> <p>【③④ 代替資産の特例関係】 平成 29 年度 1,971 百万円 平成 30 年度 1,788 百万円 令和元年度 5,654 百万円 令和 2 年度 4,585 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 3,500 百万円 令和 4 年度 3,500 百万円 令和 5 年度 3,500 百万円 令和 6 年度 3,500 百万円</p>

	<p>(推計方法) 減収額の算出にあたっては、建物等の補償費がある法人が圧縮限度額まで損金経理を行うものとして、損金算入額の税率 30%にあたる金額を減収額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額の平均値とした。</p> <p>【⑤ 5,000 万円特別控除関係】 平成 29 年度 7,411 百万円 平成 30 年度 7,046 百万円 令和元年度 2,016 百万円 令和 2 年度 5,542 百万円 (以下、見込額) 令和 3 年度 5,504 百万円 令和 4 年度 5,504 百万円 令和 5 年度 5,504 百万円 令和 6 年度 5,504 百万円</p> <p>(推計方法) 減収額の算出にあたっては、土地の取得費のみの法人の損金算入額の税率 30%にあたる金額を減収額とした。なお、見込額については、平成 29 年度から令和 2 年度までの減収額の平均値とした。</p> <p>※租特透明化法に基づき把握される適用実態等に関する情報は、本特例措置以外の租税特別措置等が含まれるとともに、本特例措置のみを抽出して把握することができないことから、公共事業施行者が発行する本特例措置の適用に係る証明書類の発行実績により推計した。</p>
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>・用地あい路率 2.78%(平成 27 年度～令和元年度の平均) (※平成 28 年度～令和 2 年度の平均: 集計中) 平成 27 年度 2.77%(本特例措置に係る用地あい路率: 0.05%) 平成 28 年度 2.66%(" : 0.01%) 平成 29 年度 3.17%(" : 0.02%) 平成 30 年度 2.96%(" : 0.01%) 令和元年度 2.39%(" : 0.01%)</p> <p>本特例措置が適用されることによって、令和元年度における用地あい路率が 2.39%(本特例措置に係る用地あい路率: 0.01%)に低下しており、今後も同様に用地あい路率の低下が見込まれることから、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進に寄与するものと考えられる。</p> <p>・所有者不明土地の収用手続に要する期間(収用手続への移行から取得まで) 実績なし (※令和元年6月以降に収用手続を開始したもの)</p> <p>本特例措置について、土地収用法に基づく収用手続による場合と同様に適用させることによって、用地あい路率の低下が図られ、用地取</p>

		<p>得に要する期間の短縮が見込まれるとともに、所有者不明土地法に基づく収用手続に要する期間の短縮の効果が実現されるものと考えられる。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>既存の土地収用法等に基づく収用に対する措置と同様の措置であり、同様の効果が発揮されるものである。</p>
	⑥: 税収減を是認する理由等	—
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>本特例措置は、所有者不明建物が存する特定所有者不明土地における収用手続の合理化・円滑化を図り、地域における迅速な社会資本整備を図るために、土地所有者等の税負担を軽減するものであり、土地の譲渡等に対して課税する一方で、国の補助金等によりこれを補填することは非効率であることから、土地の譲渡等に係る課税の特例を措置することが妥当である。</p>
	②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の政策手段はない。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置によって、公共事業用地の円滑な取得が図られ、効率的な公共事業の推進が可能になるとともに、地域における迅速な社会資本整備が図られることになる。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年 8 月 (H30 国交 02)

